

加古川水系直轄管理事業
川代ダム洪水吐ゲート機側操作盤更新工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利総合管理所

項 目	内 容	備考																																																																																					
第1章 総 則	加古川水系直轄管理事業 川代ダム洪水吐ゲート機側操作盤更新工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書(施)」という）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書(施)及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																																																																																						
第2章 工事内容																																																																																							
1. 目 的	本工事は、直轄管理事業（加古川水系地区）で管理する、川代ダムにおける洪水吐ゲート機側操作盤の製作及び据付等を実施するものである。																																																																																						
2. 工事場所	兵庫県丹波篠山市大山下地内																																																																																						
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 <table><tr><td>(1)</td><td>1号洪水吐ゲート機側操作盤</td><td>製作・据付工</td><td>1面</td><td></td></tr><tr><td>(2)</td><td>2号洪水吐ゲート機側操作盤</td><td>製作・据付工</td><td>1面</td><td></td></tr><tr><td>(3)</td><td>3号洪水吐ゲート機側操作盤</td><td>製作・据付工</td><td>1面</td><td></td></tr><tr><td>(4)</td><td>4号洪水吐ゲート機側操作盤</td><td>製作・据付工</td><td>1面</td><td></td></tr><tr><td>(5)</td><td>1号洪水吐ゲート</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>下段ゲート開閉機</td><td>15.0kW 主電動機撤去・据付</td><td>2台</td><td>(支給品)</td></tr><tr><td></td><td>下段ゲート開閉機</td><td>2.2kW 予備電動機撤去・据付</td><td>2台</td><td>(支給品)</td></tr><tr><td>(6)</td><td>2号洪水吐ゲート</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>ゲート開閉機</td><td>7.5kW 主電動機撤去・据付</td><td>2台</td><td>(支給品)</td></tr><tr><td></td><td>ゲート開閉機</td><td>1.5kW 予備電動機撤去・据付</td><td>2台</td><td>(支給品)</td></tr><tr><td>(7)</td><td>3号洪水吐ゲート</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>ゲート開閉機</td><td>7.5kW 主電動機撤去・据付</td><td>2台</td><td>(支給品)</td></tr><tr><td></td><td>ゲート開閉機</td><td>1.5kW 予備電動機撤去・据付</td><td>2台</td><td>(支給品)</td></tr><tr><td>(8)</td><td>3号洪水吐ゲート</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>機側操作盤改造</td><td>1式</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(9)</td><td>点検・整備工</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>川代ダム洪水吐設備</td><td>2回（1年/1回）</td><td></td><td></td></tr></table>	(1)	1号洪水吐ゲート機側操作盤	製作・据付工	1面		(2)	2号洪水吐ゲート機側操作盤	製作・据付工	1面		(3)	3号洪水吐ゲート機側操作盤	製作・据付工	1面		(4)	4号洪水吐ゲート機側操作盤	製作・据付工	1面		(5)	1号洪水吐ゲート					下段ゲート開閉機	15.0kW 主電動機撤去・据付	2台	(支給品)		下段ゲート開閉機	2.2kW 予備電動機撤去・据付	2台	(支給品)	(6)	2号洪水吐ゲート					ゲート開閉機	7.5kW 主電動機撤去・据付	2台	(支給品)		ゲート開閉機	1.5kW 予備電動機撤去・据付	2台	(支給品)	(7)	3号洪水吐ゲート					ゲート開閉機	7.5kW 主電動機撤去・据付	2台	(支給品)		ゲート開閉機	1.5kW 予備電動機撤去・据付	2台	(支給品)	(8)	3号洪水吐ゲート					機側操作盤改造	1式			(9)	点検・整備工					川代ダム洪水吐設備	2回（1年/1回）			
(1)	1号洪水吐ゲート機側操作盤	製作・据付工	1面																																																																																				
(2)	2号洪水吐ゲート機側操作盤	製作・据付工	1面																																																																																				
(3)	3号洪水吐ゲート機側操作盤	製作・据付工	1面																																																																																				
(4)	4号洪水吐ゲート機側操作盤	製作・据付工	1面																																																																																				
(5)	1号洪水吐ゲート																																																																																						
	下段ゲート開閉機	15.0kW 主電動機撤去・据付	2台	(支給品)																																																																																			
	下段ゲート開閉機	2.2kW 予備電動機撤去・据付	2台	(支給品)																																																																																			
(6)	2号洪水吐ゲート																																																																																						
	ゲート開閉機	7.5kW 主電動機撤去・据付	2台	(支給品)																																																																																			
	ゲート開閉機	1.5kW 予備電動機撤去・据付	2台	(支給品)																																																																																			
(7)	3号洪水吐ゲート																																																																																						
	ゲート開閉機	7.5kW 主電動機撤去・据付	2台	(支給品)																																																																																			
	ゲート開閉機	1.5kW 予備電動機撤去・据付	2台	(支給品)																																																																																			
(8)	3号洪水吐ゲート																																																																																						
	機側操作盤改造	1式																																																																																					
(9)	点検・整備工																																																																																						
	川代ダム洪水吐設備	2回（1年/1回）																																																																																					
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。																																																																																						
5. 施工範囲	本工事の施工範囲は、第2章3.工事概要に示す設備の設計・製作・輸送・据付（撤去）・試運転調整（洪水吐ゲート「1～4号」）・遠方対向試験（メーカー派遣を除く）までの一切とする。																																																																																						
6. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現																																																																																						

項 目	内 容	備考
第3章 施工条件	場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期：令和8年6月23日から令和10年3月1日まで (余裕期間：契約締結の日から令和8年6月22日まで) 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
1. 工程制限	(1) 洪水吐ゲート機側操作盤の撤去・据付（調整含む）は、令和9年11月17日～令和10年2月13日の期間内に実施するものとする。 なお、上記の工程制限に変更があった場合は、別途協議する。 (2) 洪水吐ゲートの電動機撤去・据付は、令和8年11月17日～令和9年2月13日の期間内に実施するものとする。 なお、上記の工程制限に変更があった場合は、別途協議する。 (3) 洪水吐ゲートの点検・整備工は、令和8年11月17日～令和9年2月13日（1回目「1年目」）及び令和9年11月17日～令和10年2月13日（2回目「2年目」）の期間内に実施するものとする。 なお、上記の工程制限に変更があった場合は、別途協議する。	
2. 部分使用	機能切替え後から完了検査終了後の引渡しまでの間を部分使用することとする。	
3. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 据付工事（屋内工事）は、休業等11日（月平均）を見込んでいる。 なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。	
4. 作業時間の制限	(1) 施工日は、休日等を除く開庁日とする。 (2) 施工時間は、8時30分～17時15分までの開庁時間とする。なお、施工が開庁時間内に終了しない場合は、監督職員と予定終了時間等について協議した上で実施するものとする。	
5. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、大型連休、夏季休暇、年末年始休暇は施工しない。 ただし、週休2日の習得に要する費用の計上の施工工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。なお、冬期間の	

項 目	内 容	備考
	気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
6. 施工しない時間帯	原則、平日の午後 5 時 15 分から午前 8 時 30 分まで。なお、冬期間の気象条件により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
7. 制御回路切替時の留意点	制御回路更新に当たり、現状の運用への影響を最小限になるように、関連工事及び既設関連制御回路の影響を反映した切り替え手順書を事前に作成し、発注者の承諾のもと制御回路の切替えを行うこと。万が一切替中に障害が発生した場合は、現況への復旧を図ること。	
第 4 章 現場条件		
1. 関連工事等	受注者は、次に示す関連業務・工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 (1) ダム等基幹農業水利施設管理業務（予定業務） （令和 8 年 4 月～令和 10 年 3 月） (2) 自家用電気工作物点検整備業務（予定業務） （令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日） (3) 吞吐ダム他水管理設備点検整備業務 （令和 6 年 4 月～令和 9 年 3 月） (4) 自家用電気工作物点検整備業務（予定業務） （令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日） (5) 吞吐ダム他水管理設備点検整備業務（予定業務） （令和 9 年 4 月～令和 11 年 3 月）	
2. 搬入路	現場への搬入路として利用する川代ダム管理橋の重量制限は 14ton である。	
3. 第三者に対する措置	(1) 保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。	
第 5 章 提出図書等		
1. 提出図書	共通仕様書（案）第 1 章 1-1-6 に示す施工計画書、第 1 章 1-1-7 に示す承諾図書、第 1 章 1-1-27 に示す完成図書及び施工図は、A4 版の装丁とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数（承諾後の返却分を含む）を作成し監督職員に提出するものとする。	
図 書 名		部 数

項 目	内 容			備考
		施工計画書	3 部	
		承諾設計図書 (実施仕様書・計算書・詳細図)	3 部	
		施工図	3 部	
		完成図書	3 部	
	また、提出書類に変更が生じた場合は、その都度、変更書類を提出するものとする。			
2. 承諾図書	共通仕様書(施)第 1 章 1-1-8 に示す承諾図書の提出は、工事の契約日から 30 日以内に提出するものとする。 また、承諾・不承諾は提出があった日から 7 日以内に文書で通知するものとする。			
3. 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。			
第 6 章 仮設				
1. 工事用電力	据付工事に使用する電力設備及び電力料金は発注者の負担とする。			
第 7 章 工場用地等				
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という）は、川代ダム管理所が管理する敷地内である。			
2. 工事用地等の使用	発注者が確保している工事用地以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。			
第 8 章 貸与する資料等	本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 貸与資料			
	資料名称	機器名称	受注者	
	川代ダム門扉建設工事 完成図書（H2. 3）	洪水吐1～4号 ゲート設備	㈱石川島播磨 重工業	
	川代ダム洪水吐ゲート 機側操作盤更新等工事 完成図書 （H19. 12）	洪水吐1～4号 ゲート 機側操作盤	㈱イスミック	
	川代ダム洪水吐 2・3号ゲート 点検整備工事 完成図書 （H30. 12）	洪水吐2・3号 ゲート設備	㈱IHI インフラ建設	

項 目	内 容			備考	
	川代ダム洪水吐1・4号ゲート 点検整備工事 完成図書 (R2. 2)	洪水吐1・4号 ゲート設備	(株)IHIインフラ建設		
	川代ダム1号洪水吐上段ゲート 電動機更新工事 完成図書 (R4. 3)	洪水吐1号 ゲート設備	(株)IHIインフラ建設		
	川代ダム4号洪水吐ゲート 電動機更新工事 完成図書 (R6. 3)	洪水吐4号 ゲート設備	(株)IHIインフラ建設		
	川代ダム洪水吐ゲート 電動機更新工事 完成図書 (R7. 3)	洪水吐1～3号 ゲート設備	(株)IHIインフラ建設		
	川代ダム水管理システム機器 更新工事 完成図書 (R7. 3)	川代ダム 水管理 制御設備	三菱電機(株)		
	川代頭首工管理規程	川代ダム 水管理 制御設備	近畿農政局 川代ダム管理所		
	(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで				
	(3) 返納場所 近畿農政局 川代ダム管理所「兵庫県丹波篠山市大山下 353-1」				
	(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。				
第9章 試運転調整	本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金及び通信回線使用料金）は発注者において負担する。 なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。				
第10章 支給材料	支給する材料は次のとおりである。 (1) 支給材料				
	品名	規格	単位	数量	備考
	1号洪水吐ゲート	下段扉			
	ローチェーンカップリング	呼径 CR8018, ケース付, 主電動機用	個	2	

項 目	内 容					備考	
	ローチェーンカップ リング	呼径 CR5018, ケース付, 予備電動機用	個	2			
	電動機	15.0kW, 6P, 400V, ブレーキ付, 主電動機	台	2			
	電動機	2.2kW, 6P, 400V, ブレーキ付, 予備電動機	台	2			
	2号洪水吐ゲート						
	ローチェーンカップ リング	呼径 CR6022, ケース付, 主電動機用	個	2			
	ローチェーンカップ リング	呼径 CR4016, ケース付, 予備電動機用	個	2			
	電動機	7.5kW, 6P, 400V, ブレーキ付, 主電動機	台	2			
	電動機	1.5kW, 6P, 400V, ブレーキ付, 予備電動機	台	2			
	3号洪水吐ゲート						
	ローチェーンカップ リング	呼径 CR6022, ケース付, 主電動機用	個	2			
	ローチェーンカップ リング	呼径 CR4016, ケース付, 予備電動機用	個	2			
	電動機	7.5kW, 6P, 400V, ブレーキ付, 主電動機	台	2			
	電動機	1.5kW, 6P, 400V, ブレーキ付, 予備電動機	台	2			
	(2) 引渡し場所 1号、2号及び3号洪水吐ゲート機側操作室(P1, P2, P3, P4)とする。 (各機器は、機器を設置する側の機側操作室に保管している。)						
	(3) 引渡し時期 監督職員と打合せの上、決定するものとする。						
第11章 設計							
1. 一般事項							
(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。							
(2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。							

項 目	内 容	備考								
2. 諸元(既施設)	(3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 運転が確実に操作の容易なものとする。 (5) 設計、製作に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。									
	洪水吐ゲートの諸元は以下のとおりである。									
	<table><tr><td>ゲート名称</td><td>川代ダム洪水吐ゲート</td></tr><tr><td>製作据付会社名</td><td>石川島播磨重工業（株）</td></tr><tr><td>竣工年月</td><td>平成2年3月</td></tr><tr><td>門 数</td><td>4門</td></tr></table>	ゲート名称	川代ダム洪水吐ゲート	製作据付会社名	石川島播磨重工業（株）	竣工年月	平成2年3月	門 数	4門	
	ゲート名称	川代ダム洪水吐ゲート								
	製作据付会社名	石川島播磨重工業（株）								
竣工年月	平成2年3月									
門 数	4門									
ゲート・ 開閉装形式	鋼製越流形スライド式2段シェルローラゲート (2段扉) 1号、4号 ・ゲート敷高 ・設計水深 上流側 9.300m, 下流側 0m ・操作水深 上流側 9.300m, 下流側 0m ・水密方式 前面3方水密 ・開閉速度 0.3m/min (予備モータ時) 上段扉 0.071m/min 下段扉0.042m/min ・操作方式 機側及び遠方操作 ・揚 程 10.500m ・高4.1m(上段扉) 高4.9m(下段扉) 幅20.05m 2門 ・開閉機 (巻上式) 上段扉 2モータ2ドラム 下段扉 2モータ2ドラム 主電動機 5.5kW(上段扉) 各2台 15.0kW(下段扉) 各2台 予備電動機 1.5kW(上段扉) 各2台 2.2kW(下段扉) 各2台 ・敷高 EL=180.00m									
	鋼製越流形シェルローラゲート 2号、3号 ・高9.0m 幅20.05m 2門 ・ゲート敷高 ・設計水深 上流側 9.300m, 下流側 0m ・操作水深 上流側 9.300m, 下流側 0m ・水密方式 前面3方水密 ・開閉速度 0.3m/min (予備モータ時) 0.05m/min ・操作方式 機側及び遠方操作 ・揚 程 10.500m ・開閉機 (巻上式) 2モータ2ドラム 主電動機 7.5kW 各2台									

項 目	内 容		備考						
		予備電動機 1.5kW 各2台 ・ 敷高 EL=180.00m							
	機器名称	川代ダム洪水吐ゲート機側操作盤 1～4号							
	製作据付会社名	(株) イスミック 関西支店							
	竣工年月	平成19年12月							
	盤数	4面							
	内容	・ 鋼製越流形 スライド式2段シェルローラゲート用 機側操作盤 2面 ・ 鋼製越流形 シェルローラゲート用 機側操作盤 2面							
3. 環境条件	機器は、次の標準環境条件において正常に動作しなければならない。 表－1 環境条件 <table><tr><th>項目</th><th>機器区分 屋内機器 被管理所機器</th></tr><tr><td>温度</td><td>0～40℃</td></tr><tr><td>相対湿度</td><td>30～80℃ ※結露のないこと</td></tr></table> (注) 1) 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。 2) 被管理所機器とは、機側操作盤とする。			項目	機器区分 屋内機器 被管理所機器	温度	0～40℃	相対湿度	30～80℃ ※結露のないこと
項目	機器区分 屋内機器 被管理所機器								
温度	0～40℃								
相対湿度	30～80℃ ※結露のないこと								
第12章 構造及び製作									
1. 一般事項	(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」、第4章「水門設備」及び第12章「電気設備」によるものとする。 (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」、第4章「水門設備」及び第12章「電気設備」によるものとする。 (3) 本設備は、共通仕様書（施）第4章「水門設備」及び第12章「電気設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。 (4) 水門設備の主要部は運転関係から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。								
第13章 制御方式									
1. 運転管理	運転管理の内容は別添「管理項目表（参考）」のとおりとし、信号等情報の受渡方法は次による。 (1) 監視信号 無電圧連続a接点信号（DC24V 100mA） （接点電圧MAX AC250V DC125V接点電流MAX 3A） (2) デジタル計測信号 BCD符号（無電圧a接点）（DC24V 2A） （2段上段扉 3桁符号付） （2段下段扉、1段ゲート 4桁符号付） (3) アナログ計測信号								

項 目	内 容	備考
2. 運転操作	動力電源 0～600V/0～100V 電動機電流 0～40, 20, 15A/0～1A (4) 制御信号 有電圧a接点信号 (DC100V) 川代頭首工管理規程のとおりとする。	
第14章 電気通信設備		
1. 一般事項	(1) 低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（令和元年7月農林水産省農村振興局整備部設計課）に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）は、共通仕様書（施）及び関係諸基準に準ずるものとする。 (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。 (3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、避雷器等を設置し雷害対策を行うものとする。 (4) 回路構成等 - ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。 - 盤内照明はLED 蛍光灯とし、ドアスイッチにより点灯、消灯するものとする。 - スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。 - 遠方操作は水管理制御設備から行えるものとし、信号の受渡しは、第13章によるものとする。 (5) 指示計及び表示灯 - 電圧計、電流計は広角形とし、電流計はモータごとに対応させる。 - 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。 - 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。 (6) 設置場所 機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置する。	
2. 設備概要	(1) 本水門設備の電気設備は、400V（三相交流60Hz）の受電をするものとする。 なお、関西電力送配電株式会社との責任分界点は引込第1柱に設置する開閉器の一次側接続点とする。 (2) 本水門設備には、商用電源が停止又は規程電圧より降下した場合、自動的に発電し、対象負荷に400V（三相交流、60Hz）を供給する予備発電設備を設けている。	
3. 負荷設備等	(1) 2段ゲート機側操作盤（1号、4号ゲート） 一般事項 洪水吐ゲートの開閉装置近辺に設置し、機器を直接監視しながら操作を行う	

項 目	内 容	備考
	盤である。機側での監視制御を行うために主回路用品を収納し、また必要な機器、スイッチ、表示器等を設けるものとする。 2) 機器の使用 ①形式 ア) 形 式 鋼板製閉鎖自立型 イ) 数 量 2 面 ウ) 使用場所 屋内 ②概略寸法(mm) 巾1700×高さ2200×奥行640 ③板厚 本体、小窓、中板 2.3mm 扉 3.2mm ステンレスベース [100×50 5mm 縞鋼板蓋 巾100×奥行600 3.2mm ④盤面取付器具 ア) 銘板 1 式 イ) 電流計 4 個 ウ) 電圧計 1 個 エ) シンクロ式同調指示器 3 個 オ) デジタル開度表示器(4桁) 1 個 デジタル開度表示器(3桁) 1 個 カ) 運転度数計 2 個 キ) 運転時間計 2 個 ク) 集合表示灯 60 個 ケ) 動作切換スイッチ(常用-休止) 1 個 コ) 左右岸切換スイッチ(左岸-連動-右岸) 1 個 サ) 電動機切換スイッチ(主-予備) 1 個 シ) 上下扉切換スイッチ(上段-連動-下段) 1 個 ス) 操作押釦(上昇、停止、下降) 3 個 セ) 警報停止押釦 1 個 ソ) 表示復帰押釦 1 個 タ) ランプテスト押釦 1 個 チ) ドアスイッチ(小扉用) 1 個 ツ) 非常停止押釦 1 個 テ) インターホン箱 (インターホンは既設取り外し流用) 1 台 ⑤盤内取付器具 ア) 配線用遮断器 MCCB3P 125AF 1 個 MCCB3P 100AF 3 個 MCCB3P 30AF 6 個 MCCB2P 30AF 1 個 MCCB3P 50AF 1 個 MCCB2P 50AF 2 個 イ) 漏電遮断器 ELCB 50AF 1 個 ウ) サーキットプロテクタ 5AT 10 個	

項 目	内 容	備考
	エ) 漏電リレー 2個 オ) カレントコンバータ 4個 カ) 3Eリレー 4個 キ) サーマルリレー 4個 ク) 栓形ヒューズ 6個 ケ) 零相変流器(漏電検出用) 2個 コ) 変流器(電流計用) 4個 サ) 変圧器(電圧計用) 1個 シ) メカニカルインターロックスイッチ 4個 ス) 可逆電磁接触器 8個 セ) 電磁接触器 12個 ソ) 進相コンデンサ 4個 タ) 単相変圧器 P400V/S100V 2kVA 1台 チ) ノイズカットトランス P100V/S100V 1kVA 1台 ツ) パワーサプライ 2個 テ) 電源用避雷器 1台 ト) 操作回路選択スイッチ(常時-非常時) 1個 ナ) 開動作制限スイッチ(解除-入) 1個 ニ) LED蛍光灯(4.5W) 2個 ヌ) ドアスイッチ(大扉用) 2個 ネ) コンセント 1個 ノ) スペースヒータ 1個 ハ) UPS 1kVA 1台 ヒ) ノイズフィルタ 1個 フ) サーモスイッチ 1個 ヘ) その他必要機器 1式 ⑥制御回路 ア) プログラマブルロジックコントローラ 1式 (電源・CPU・入力・出力・ベースユニット) イ) 補助継電器 1式 ウ) 時限継電器 1式 3) 既設製作据付メーカー 既設の製造据付メーカーは(株) イスミックである。 (2) 1段ゲート機側操作盤 (2号、3号ゲート) 1) 一般事項 洪水吐ゲートの開閉装置近辺に設置し、機器を直接監視しながら操作を行う盤である。機側での監視制御を行うために主回路用品を収納し、また必要な機器、スイッチ、表示器等を設けるものとする。 2) 機器の使用 ①形式 ア) 形 式 鋼板製閉鎖自立型	

項 目	内 容	備考
	イ) 数 量 2面	
	ウ) 使用場所 屋内	
②概略寸法(mm)	巾1100×高さ2200×奥行640	
③板厚	本体、小窓、中板 2.3mm	
	扉 3.2mm	
	ステンレスベース [100×50 5mm	
	縞鋼板蓋 巾100×奥行600 3.2mm	
④盤面取り付け器具		
ア) 名称板	1式	
イ) 電流計	2個	
ウ) 電圧計	1個	
エ) シンクロ式同調指示器	1個	
オ) デジタル開度表示器(4桁)	1個	
カ) 運転度数計	1個	
キ) 運転時間計	1個	
ク) 集合表示灯	36個	
ケ) 動作切換スイッチ(常用－休止)	1個	
コ) 左右岸切換スイッチ(左岸－連動－右岸)	1個	
サ) 電動機切換スイッチ(主－予備)	1個	
シ) 操作押釦(上昇、停止、下降)	3個	
ス) 警報停止押釦	1個	
セ) 表示復帰押釦	1個	
ソ) ランプテスト押釦	1個	
タ) ドアスイッチ(小扉用)	1個	
チ) 非常停止押釦	1個	
ツ) インターホン箱 (インターホンは既設取り外し流用)	1台	
⑤盤内取り付け器具		
ア) 配線用遮断器	MCCB3P 100AF 2個	
	MCCB3P 50AF 2個	
	MCCB3P 30AF 2個	
	MCCB3P 30AF 1個	
	MCCB3P 50AF 1個	
	MCCB2P 50AF 2個	
イ) 漏電遮断器	ELCB 50AF 1個	
ウ) サーキットプロテクタ	5AT 10個	
エ) 漏電リレー	2個	
オ) カレントコンバータ	2個	
カ) 3Eリレー	2個	
キ) サーマルリレー	2個	
ク) 栓形ヒューズ	6個	
ケ) 零相変流器(漏電検出用)	2個	
コ) 変流器(電流計用)	2個	
サ) 変圧器(電圧計用)	1個	

項 目	内 容	備考
第 15 章 塗装 1. 一般事項	シ) メカニカルインターロックスイッチ	2 個
	ス) 可逆電磁接触器	4 個
	セ) 電磁接触器	6 個
	ソ) 進相コンデンサ	2 個
	タ) 単相変圧器 P400V/S100V 2kVA	1 台
	チ) ノイズカットトランス P100V/S100V 1kVA	1 個
	ツ) パワーサプライ	2 個
	テ) 電源用避雷器	1 台
	ト) 操作回路選択スイッチ(常時-非常時)	1 個
	ナ) 開動作制限スイッチ(解除-入)	1 個
	ニ) LED蛍光灯(4.5W)	1 個
	ヌ) ドアスイッチ(大扉用)	1 個
	ネ) コンセント	1 個
	ノ) スペースヒータ	1 個
	ハ) UPS 1kVA	1 台
	ヒ) ノイズフィルタ	1 個
	フ) サーモスイッチ	1 個
	ヘ) その他必要機器	1 式
	⑥制御回路	
	ア) プログラマブルロジックコントローラ (電源・CPU・入力・出力・ベースユニット)	1 式
	イ) 補助継電器	1 式
	ウ) 時限継電器	1 式
	3) 既設製作据付メーカー 既設の製造据付メーカーは(株) イスミックである。	
	(3) 予備品及び付属品	
	1) リレー類	現用の各種毎に 1 個
	2) ランプ	現用の10%(LEDは各種毎に1個)
	3) ヒューズ	現用の10%
	4) 予備品収納箱	1 個
	5) 保守点検工具	
	機側操作盤	
	(1) 機器の塗装仕様は、原則として防錆処理後焼付塗装(施工業者標準仕様)とする。	
	(2) 塗装色については、標準塗装色以外の場合(ただし、汎用品を除く。)は色見本を提出し監督職員の承諾を受けること。 「標準塗装色: 5 Y 7 / 1 半艶」	
	(3) 塗装作業は、鋼材表面のブラスト処理を十分行った後に実施し、一次プライマ	

項 目	内 容	備考
第 16 章 据付	一及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた間隔を守り、各層毎に色分けを行うものとする。 (4) 製作完了後の溶接部分、損傷部分、焼き焦げ部分等のケレンは2種ケレン以上とする。	
1. 一般事項	受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。 なお、その経費については別途協議するものとする。 据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。	
2. 機械設備	(1) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。 (2) 設備の据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。	
3. 3号洪水吐ゲート機側操作盤改造	(1) 現在、3号洪水吐ゲート主電動機（右岸）の不具合により「商用電源から副電動機で電力を供給できるように改造」してある機側操作盤を、今回の電動機更新により不具合が解消されることから、元に戻す作業を行うこととする。（令和8年度の作業）	
4. 電気設備	(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。 (2) 電気盤及び電気用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。 なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。 また、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針（高低圧編）」に示すSクラス以上とする。 (3) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。 (4) 電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。	
5. 据付材料	本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 (1) 見本又は資料の提出	

項 目	内 容		備考		
	次に示す据付材料は、使用前に提出物を監督職員に提出するものとする。				
	材 料 名	提 出 物			
	アンカーボルト	カタログ、試験成績書			
	樹脂系アンカー	カタログ、試験成績書			
6. その他	洪水吐ゲートの各作業は、ゲートを全開している状態（落水「自然河川状態」）であり、現場据付・試運転調整作業は洪水吐ゲート休止中に作業を行うものとする。なお、据付作業中のゲートは、必ず休止フックに懸架するものとする。				
第 17 章 撤 去					
1. 一般事項	既設設備の撤去に際しては、他設備に損傷等与えないように十分に留意して撤去するものとする。				
2. 現場発生品	(1) 本工事において撤去する既設設備については、別途発注者で処分を予定しているため、重量の算定を行い、現場発生材報告書で報告するとともに図面に指示する場所に集積するものとする。 なお、現場発生材の引渡については完成検査合格時とし、それまでの間の管理については、受注者の責によるものとする。 (2) P L C等プログラムを搭載した機器は、データを初期化した上、工事期間中は受注者の責任において適切に保管するものとする。				
第 18 章 試験及び検査					
1. 検測又は確認 (施工段階確認)	(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。 ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 1) 施設機械等工事				
	工 種	確 認 内 容	確認時期	遠隔確認 対象	備考
	河川・ 水路用 水門 設備	出来形 確認 (出荷時)	機側操作盤 外観構造 確認 寸法確認 塗装確認	工場製作時	
		出来形 確認 (据付時)	機側操作盤 据付外観 確認	現地据付時	
		品質確認 (出荷時)	機側操作盤 単体機能 確認	工場製作時	

項 目		内 容						備考
			電气的特性 確認 耐電圧性能 確認					
		品質確認 (据付時)	電气的特性 確認 組合せ機能 確認 総合試運転 調整確認	現地据付時				
		出来形 確認 (据付時)	開閉装置 軸継手部の 軸心のずれ	現地据付時				
		品質確認 (据付時)	電動機 電圧、電流、 温度上昇	現地据付時				
			総合試運転					
(2) (1)の 1)の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。								
(3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。								
2. 既済部分検査		受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。						
第 19 章 点検・整備 作業								
1. 作業項目及び数量		点検・整備作業の内容は、次に示す設備点検・整備であり、詳細は別紙 1「点検内容一覧表」及び図面に示すとおりである。						
		(1) 鋼製越流形2段シェルローラゲート(2段扉) (1号, 4号洪水吐ゲート) 幅20. 05m 高4. 1m(上段扉) 高4. 9m(下段扉) 2門 開閉機 (巻上式) 2モータ2ドラム 5. 5kW(上段扉) 15. 0kW(下段扉) 2台						
		(2) 鋼製越流形シェルローラゲート (2号, 3号洪水吐ゲート) 幅20. 05m 高9. 0m 2門 開閉機 (巻上式) 2モータ2ドラム 7. 5kW 2台						
		(3) 機側操作盤 4面						
2. 緊急時対応		緊急時対応は、図面に示す設備に突発的な故障又は異常が発生した場合、直ちに出勤できるような機動性を発揮し、監督職員の指示により設備の状況確認、応急措置 (予備品による部品交換等) 及び部品調達による整備を行うものとし、その費用については契約変更の対象とする。						

項 目	内 容	備考
第 20 章 施工管理等 1. 主任技術者	主任技術者等の資格は、入札公告の要件による。	
2. 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。	
第 21 章 条件変更の 補足説明	本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 設計諸元等条件変更に係るもの (2) 関連工事との調整に係るもの (3) 不可抗力によるもの (4) 法・基準の改正に係るもの (5) その他本仕様書に定めないもの	
第 22 章 公共事業関係調査に対する協力	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。	
第 23 章 その他 1. 電子納品	工事完成図書を共通仕様書（施）第 1 章 1-1-28 及び第 1 章 1-1-30 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R） 正副 2部 ・工事完成図書の出力 2部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. 配置予定監理技術者等の専任期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。 更に、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行う	

項 目	内 容	備考
第 24 章 定めなき事項	ことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。 主任技術者等の専任期間 (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。 (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	